## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年3月2日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 契約担当役 石油天然ガス開発技術本部長 江波戸 俊和

- 1. 一般競争入札に付する事項
- (1) 件名 令和2年度産油国技術者研修等事業における「海外旅行傷害保険」
- (2) 内容 契約の対象となる損害保険契約は以下のとおり。詳細は入札説明書による。 ・海外旅行傷害保険(企業包括契約)
- (3) 契約期間 令和2年4月1日午前0時から令和3年3月31日午後12時まで
- (4)入札方法

入札金額は、上記 1. (3) の契約保険期間に係る見込み人数相当分の暫定保険料の総額を記載すること (ただし、期間終了後に暫定保険料と確定保険料の差額を精算する)。なお、入札金額は、本保険契約が消費税及び地方消費税の対象とならないことから、見積もった価格の総額を円単位で入札書に記載すること。

2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

下記全ての条件を満たすものとする。

- (1)独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という)の「競争参加 者の資格に関する公示」の「3 競争に参加することができない者」に該当しない者 であること。
- (2) 国の令和01・02・03年度(平成31・32・33年度)競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」において、「A」、「B」若しくは「C」の等級に格付けされている者、又は当該競争参加資格を有しない者で、入札日までに競争参加者資格審査を受け、当該等級に格付けされた者であること。
- (3) 現在、国又は政府関係機関等から補助金交付の停止又は契約に係る指名停止等の行政 処分を受けていないこと。
- (4) 保険業法(平成7年6月7日法律第105号)の規定に基づき、損害保険業免許を受けた者であること。
- (5)本公告時点での、スタンダードアンドプアーズによる保険財務力格付けで「A」以上、 又はそれと同等の格付けを受けている損害保険会社であること。 (その格付けを自社が受けていること)
- (6) 下記3.(2) における入札説明書の交付を受けた者。
- 3. 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先 〒261-0025 千葉県千葉市美浜区浜田一丁目2番2号 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

石油天然ガス開発技術本部 管理・研修部 管理課(担当:太田、瀬沼)

Tel 043-276-4300 E-mail:trc-nyuusatsu40@jogmec.go.jp

(但し、仕様に関する問い合わせのみ、仙波が受付Tel: 043-276-4480)

(2)入札説明書の交付方法

入札参加希望者に、上記3.(1)において令和2年3月9日(月)までの間電子メール 及び手交にて配布する。

(交付期間:平日の10:00~12:30、13:30~17:00)

- (3)入札説明会の有無 無
- (4) 一般競争入札参加申請書の提出期限の日時及び場所

令和2年3月12日(木)15時00分

上記(1)の場所へ入札説明書に示す証明書等とともに郵送(必着)または持ち込みにより提出のこと。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

令和2年3月16日(月)11時00分 〒261-0025 千葉県千葉市美浜区浜田一丁目2番2号 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 技術センター

- 4. 入札保証金及び契約保証金に関する事項 全額免除
- 5. その他必要な事項
  - (1)入札の無効 競争に参加する資格を有しない者がした入札及び入札の条件に違反した 入札は無効とする。
  - (2) 契約書作成の要否 要(契約締結に当っては、保険証券を作成する)
  - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最も低い価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
  - (4) 手続きにおける交渉の有無 無
  - (5) 契約の公表

落札者は、本契約の名称、契約金額並びに落札者の氏名及び住所等が公表されることに 同意するものとする。

(6) 本事業に係る契約締結は、当該契約に係る令和2年度予算が成立し、予算配賦がなされることを条件とします。予算状況により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## ○契約の公表に係る留意事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」

(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しく は応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていた だきますので、ご了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相 当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職 していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること ※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外
- (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結 日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
  - ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
  - ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

以上